日本書紀傳　廿九巻 十上

和書
一〇五二二號

百三

内閣文庫
番號 和 10522
冊數 156 (111)
函號 特 85 1

文部省文庫印

より以下の事共ハ此神の御心ゟ出たる者と所見れり然れバ此少彦名命ハしも謂ゆる本草の學をバ起させ給へる祖神ゟなむ渡らせ給へりける然して西蕃ゟてハ神農氏と聞ゆる王者有て百草を試ミ能毒を詳ゟして本草の事を起されし由傳へ然のミならず孔叢子ゟも伏羲始嘗草木一日而遇七十二毒なぞ云事の有ハ実ゟ其王者等の所為なる物なり此ゟ斯る古傳の有る上ハ我が少彦名命を祖として彼ゟハ此神より傳へさせ給へるとぞ見る可き

嘗大己貴命謂少彦名命曰

吾等所造之國豈謂善成之

内 一二六八三號

爭少名彦命對曰或有所成
或有不成是談也蓋幽深之
致焉其後少彦名命行至熊
野之御碕遂適於常世鄕矣
亦曰至淡島而縁粟莖者則

彈渡而至常世鄕矣

此ハ少彦名命の大已貴命て別れさせ御在し坐て先
常世鄕ふ渡らせ御在し坐す件なるが此ふ御問對の
御事を物為させ御在し坐ける御事ふして其国土経
営の御事あり始奉りて萬世の後迄も天地の有む極
ミ日月の照む限り世中ふ有経る人共の日ての事業
ふ於て須臾も離るまじく又得去まじける天下の大
経国土の綱紀ふして実ふ幽深き致有る神語ふ為む
御在し坐けれバ天皇ハ此を以て天下を經綸め給ふ

可く臣子ハ此ニ據て天下の大御政を申さる可く諸
国の人民ハ此を仰ぎて修身斉家の德行をも治む可
き事なるが言微かにして旨甚深かりける故ニ其賾
を探りて此の妙趣を暁得たる人無し此を以て神典
を說く者良も為れが神代の事実をして神怪奇僻の
說を為ざれバ禱請守護の事ニ取成して大ニ天下の
良民をして巫祝乞盗の徒と成す事道の為ニ実ニ痛
ましき事なり本より神代の始より今日ニ至る迄ニ
此天地間ニ在ゆる事共ニ於て奇しく異しく妙なる
事のミ有る事ながら近代諸家ニ云所の奇異ハ甚し

ハ甚しく異ニして西蕃ニても人の卑しめる道士の
妖言をしも神典ニ合せ說て世人を愚弄(タブラカ)すことハ大な
る惑を生す事ニて神典の大害此ニ勝れるハ無きこ
そ心苦しけれ又神祇の祭祀ニ於てハ即皇祖天神の
道ニして祭即政なり政即祭なり祭政共ニ同一物な
る事先達の明辨有ニ今云限ニ非ず然るニ我上古よ
り以来神祇を祭祀らせ給へるにハ其祭ニ就て天下
ニ君臣の義を示し農業を勧め衣食を饒かし家宅を
営しめ給ひ其安定る所ハ我現人神ニ仕奉る可き道を
天下ニ布せ給ニ御事ニて大ニ別なる趣有る所由已

に祝詞講義を著して委曲に注せるが如し然るを頃
間神典をば学ぶ輩の心得は其とは異にて幸福を祈り
身を安く為む事のみ天下に更に害有れとも益無る
可き者にして大に我が皇大御学の旨に違ひて覚う
に遠き者なりかし又一種の僻学有り此を神典究理
とも云ふ漢家に謂ゆる格物致知の
心なる可し亜も其実は近来渡来れる和蘭書の訳書
を少か読て読能めも為ざる神典に強て牽附て愚人を
誑かし財を貪なり世に傲る輩一二流有り設わり然して天
下の事物唯理のみにて押べからざる大に窮る所
有と見えて今日本の道を興立せむなどと云て俗に云
ふ牛島の道話に似たる書を作りて人を威すめり然
れども其道しく云る言草はしも皆がら漢人の餘
唾にして更に取り所も無き者にて徒彼天狗徒之此
も五十歩百歩の論なり後世に上に明らけき君上に
御在し坐し下に賢しき良臣の出御在して天下を興復

させ御在し坐む御時も有なむを嚴禁を加へさせ御
在し坐て其幣凡を除らせ給ふ可き御事なりかし
偖此に少彦名命の粟茎に縁らせ御在し坐て弾かれ
て常世郷に渡らせ御在し坐けるは即粟種を持して
彼国に御在し坐けるにて外蕃に穀物の始て在る事
此に在べし其粟ぶしも上百五十九下に注せるが如く伊
賀風土記に阿拝郡の事を此郡始属伊勢国云阿波荘
天照太神自天上下天之阿波主給五穀長蔓故名阿波
謂阿盃者音訛也と有る其は神名式に阿拝郡敢国神
社大是にして其祭神は少彦名命に渡らせ給へる事
全く天照太神より天の粟種を降して少彦名命に令

賜給へる御事と所見たり若て少彦名命ハしも大已貴命と御力を戮せさせ御在ーし坐て天下を経営らせ給へる中ゟ此大八洲瑞穂国ゟての神功ハーと既ゟ畢させ御在ー坐て常世郷ゟ渡らせ御在ー坐ゞーてハ彼地ゟ相應ひたる粟種を持渡らせ給へるゟて其を申すも全く天照太神の大御心より出させ給てる御事ゟて尊しとも何とも云てハ更なる御事なりうし然るハ四神出生章第十一ノ一書ゟ五穀を天上ゟ奉進れる所ゟ于時天照太神喜之曰是物者則顕見蒼生可食而活之也と詔給へる大御命ハしも獨我が神民の

ニゟ係て心得む事甚心狭き論ゟーして其実ハ其大御光の至及バせ給ふ限の天下ゟ住と住ふ人民の皆ゟ係させ給へる御事申すも更なるが其中ゟ皇大御国の神民ゟハ瑞穂を賜ひて常の食ゟ備へさせ給ひ西蕃の人種ゟハ粟を賜ひて常の糧ゟ定めさせ給へる神慮の程此ゟ於て甚著明き者ゟなむ有ける若て又八洲起元章第一ノ一書ゟ二柱御祖神の蛭児と淡洲を生給へる由所見たる共ゟ不以充児数と有る其蛭児ハ東北の夷地なり淡洲ハ西南の蕃国なり右ゟ児数ゟ充させ給ハざるハ大八洲国を珍子として其附属

の者と為させ給へる御政なり斯れば四夷八蠻の末
と虽も我皇大御国とは国がらの尊卑に就ては大な
る差別こそ有けれ共に我天神御子の御治めを仰奉
る可き国共なる事其持渡の粟を播殖て粟島の国号
有を以知べし然して皇大神宮祈年月次等祭詞に遠
国者八十綱打掛て引寄如事皇太御神能寄奉波云と
と有も本より皇大神の天の粟を載き食て朝夕に其
御蔭を蒙奉る者共なれば我天皇尊をしも仰ぎ敬ひ
参来りて梳鞭の御貢を捧げて御馬飼と為て仕奉る
可き事の本も此に在る事なり忽緒に見奉り過す可

かゝずなむ其淡洲の委しき所由は已に傳六巻百五
十四下七巻五十八下九巻六十一丁十九
巻三丁に注せるを此末百十丁に至りて其首
尾を合せて再此に説てむを考合せて其由縁ならむ
べきなり
事共を知然して少彦名命の常世郷に渡らせ御在し
坐けるは先韓地に赴らせ給へるなりけり其は傳廿
六八十九丁にも注せるが如く大己貴命も後に追て渡り
御在し坐りけり大倭神社注進状に引る神代巻にも大
己貴命即以平国時所杖之廣矛献皇孫曰吾以此矛有
治功皇孫若用此矛治国者必當平安今我當於百不足
之八十隈將隠去矣言訖即躬被瑞之八坂瓊而長隠常
世郷者矣と有は御紀の今本と異なる所有て其は八十

隈に隠れさせ御在し坐ける後の御行方を常世郷て
有る事甚珍らしきに同状に韓神者大己貴命少彦名
命也と有を猶摂津風土記に有馬郡新羅神社所祭少
彦名命園韓神也と有る此彼を合せて此二柱神の渡
り御在し坐ける一ハ伯耆国より一ハ出雲国よりし
て先韓地の新羅に渡らせ給へるなり其より彼赤縣
に御在し坐て彼国を本として外蕃諸部を馭めさせ
給へる趣なり且又樂家の傳にも道調の散手破陣樂
を王皇破陣樂とも云て昔韓川神海を渡りて新羅国
を破らせ給へる形なる由に云るを其韓川神又申す

上八十一丁に注せるが如く大己貴命の荒魂和魂神に
御在し坐せバ其神等も渡らせ給へるなりけり若て
大己貴命少彦名命ハしも其韓地より起して西方に
稍々に巡り御在し坐て謂ゆる常世の戎の国の八十
国島の八十島を作らし御在し坐て彼斉衡の年間に
歸らせ御在し坐ける御事文德天皇實錄に所見たる
が如し此所因に由て外蕃諸国を凡て加羅と云事とハ
成にたり又西蕃の諸国ハ八洲起元章に謂ゆる處て
小島なりし後に潮沫の凝止まりて大邦とハ成れるが
彼少彦名命の粟種を持渡り御在し坐て彼土に殖さ

世給へり此に因て大八洲瑞穂国に對へて粟島と云
名さへ成れる者あり又常世郷と云ハ人跡の遠く放
れる所由を以て号けたる者にして此亦外国の絶境(トホキサカヒ)
を指す称にして違ハざる者なりかし如此く推以て往く時ハ外国
の全を此二柱神の作らせ給へるも本より天照大神
の大御心ある事甲すも更なり又傳廿七巻廿八巻に
淫せるが如く外国の大凡已に素戔嗚大神の物為さ
せ御在し坐せ置せ給へるを全くハ此二柱神に至り
て悉に善成れる者なりけり如此く外蕃諸部の末に
至る迄も天照大神の御蔭を蒙奉らぬハ無きを其天
神御子の皇大御国に對ひて無礼き夷等ハ実に天地
の間に容べからざる罪人なりと雖も其傳無れバ為
方無きを此皇大御国の大御民と有ながらに外夷を
味方に取り後楯と為て天朝に背奉り窃に国を沽
の賊と成れる奸吏共の行末思
遣られて哀れなる事になむ◎嘗ハ私記に弁加志

と有り即昔日の義にして大已貴命少彦名命天下を
経営り国巡り給ひつゝ御在し坐ける共間に此御事の御在し
坐ける由を云出むとて置れたりし者なり◯大已貴
命謂少彦名命日の謂曰を合せて加多理多麻波久と
訓べり下に是談せと有る御事是なり◯吾等所造之
国ハ右に(夫)大已貴命與少彦名命戮力一心経営天下と
有る御事にて此に謂ゆる吾等ハ吾與汝の義にして
此の文意ハ古事記黄泉段に伊邪那岐命語詔之愛我
那迩妹命吾與汝所作之国未作竟故云々と有に彷彿
たり此四神出生章第十一書にも伊弉冊尊の令申給

△偖雄略天皇廿二年御紀ニ造此国と有る造ノ字を成と読るを以て次なる善成の言ニ見合す可し

へる御言ニ吾共汝已生国矣と有も右ニ同じかりけ
れバ此吾等も大巳貴命の少彦名命ニ對ハせ御在し
坐て語聞えさせ給へる御言かし有けれバ吾共汝の
義ある事申すも更なり所造之国ハ造礼理斯国と訓
べし此ハ己ニ作堅めさせ御在し坐し上ニ就て猶御
心ニ得させ御在し坐ざる御事を述させ給へる所な
れバなり 金沢本ニハ都久礼流と訓る異ニも過去し
意有れバ悪しくも非れども猶此ハ右ニ引
る古事記の格ニ随ふ可し今本ニハ都久流と訓る又
一本と地神本紀ニハ都久流所と訓たれども決ニ叶
はざりけ
る者なり△ ○豈謂善成之子ハ私記ニ共久奈西利止以
（謂善造之子と云むが如し此訓ハ）
戸良年也と有ニ従ふ可し此続きハ瑞珠盟約章ニ豈

△此事ハ傳三十巻二十四丁獨能巡遣の下ニ云り必見合す可し

▽出雲風土記ニ島根郡ニ方結郷郡家正東二十里八十歩須佐能烏命国忍別命詔吾敷坐地者国形宜者故云方結ニて見え又

皇五年御紀ニ無成事と有を釈紀訓ニ事袁登宜給布
許登那志と訓て成字を以て遂と読せたり然れバ此
の善成ハ善成遂させ給ふ意ニ見ゆ事一の治機ニて
有べきなり 万葉四巻三十三丁ニ何為跡香相見始兼
不遂等七巻三十八丁ニ吾 念心不遂等
思篤目と有る遂る即是なり
文選注ニ遂従意也と有り△ 然して善成の善ハ其国
ニ就て詔給ハせたるニて国形の宜しき義なり▽應神
天皇二十三年御紀ニ阿波旋辞摩異椰敷多那羅珥阿
豆枳辞摩異椰敷多那羅珥豫呂辞枳辞摩之魔見略下雄略
天皇六年御紀大御歌ニ瀬暮利矩能播都制能野磨播
伊底拖智能與慮斯企野磨和斯里底能與慮斯企夜磨

能略下之有ハ更なり万葉十三〔三十一丁〕にも隠来之長谷之山青幡之忍坂山者走出之宜山之出立之妙山叙惜山之荒巻惜毛と有て此にハ山形の具足へるを宜と云て下にハ其ハ友語の荒と云言を置たり其一〔七丁〕に山常庭村山有等取与呂布　天乃香具山云々と詠せ給へるも山形の調へるを以て取具とハ詔給へるなり此等の事共を合せ考るに宣謂善成之字とハ其二柱神の御力を盡させ御在し坐て相作らせ給へりし国形を善らしく造成し遂させ給はざるを不足め事に詔ひ出させ御在し坐けるなりけり然るハ此時未

天下平らかならず彼草木磐石に至る迄に威能強暴(アラヂカ)なりて造らせ給へる跡より荒行くも有べく又人民も甚稀少なりけむから大神等の作らせ給へる地を各持つ事能はず自然に荒地と成も有べくして善成し給ふと虽も甚善しも成遂させ給ひ難させ給へる御思を陳させ給へる者とぞ伺奉らるゝ御事なりける又解めがる者の有て此御事をば大己貴命共事の成ざるに退屈ませ給へる御言なりと云も有べけれども神慮の公正なるを得知ずして已が狭き心に抗らふる者なり然る邪説有ば除く可し△○少彦名命對曰は大己貴命の相共に造らしゝ国を善成せりと小云べりしざる由の御言に對へて少彦名命の思ひ

△此に就て深き所以有り傳三十巻二十一丁に見べし

し取らせ給へる趣を此に述させ給ふ所なるなり㊆
或有所成ハ右の謂善成之字と有に合せて或有所善
成の意に見べきなり即二柱神の造らせ給へる任に
して此国土ハ実に善成れる所有る者なるが其
御功業を持別て保つ神有り其御功業を受継て作る
人有て其善成る所有を云なり（て其ハ今日迄の事なり末日の事ハ次の御言是）○或有不成ハ又右の
例にて或有不善成之と云義なり此即末日の未成らざ
る所有に依て今日に成す所有る謂是なり右の二
を合せて天地の常理世間の大道を此次に説注す可
き者なり○右の或有所成或有不成を口訣に非不成

以善意字と有に同じく共に互語にして此にハ深き
所由有る事なるを口訣に豈謂善成之字者自許切辞
也と注し或ハ大已貴命自身の御詞なりとも又ハ大
已貴命の国を能成就（ナシトゲ）へて治済したりと思ひして問
給へるなりとも云るハ天雲の五百重が上の高き貴き
神慮を伺奉り知ざる者にして甚可畏き御事なりけり
し若て此ハ何謂善成之字と云儀にて此二柱神等兄
弟の御睦を結ハせ御在し坐て共共ハ国土を経営ら
せ御在し坐すと虽も其御功を積ても終に成し遂さ
せ給ふ事の難ける由を聞えさせ給ひて吾と汝と共

共に此相巡りて所造して国土ハ善く成せりと云へらむや未善成り就ハずと詔ひて其成功の竟させ御在し坐ざる御事を不足ぬ事に思ろして語出させ給へるにて謙遜の御詞とこそハ御在し坐けれ何でう此を御功に誇らせ給へる御言とハ申奉る可らむ備此成字ハ古事記国生段に於是天神諸命以詔伊耶那岐命伊耶那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之国と見え又其国作段に是時有光海依来之神其神言能治我前者吾能共與相作成若不然者国難成とも有る成にて事の成就に事を云るなれり所以に无仁天

非成之詞也と注されたるハ実に然る言にあらむ有ける此に蘊奥を探索め思測り奉るに天地の初發れるや天御中主尊已く此に成出させ御在しける是即此に初て有所成なり然して皇産霊神の神業未開けず是即此に有不成なり但此に天御中主尊と高皇産霊尊神皇産霊尊との御工に前後を云べからず又其美別を云べからず又此或有所成と或有不成との言にも亦其前後を云べからず異同を云べからず其所成と云に當りて自然有不成と云物其中に在て天地の道此と共に行はるゝ事なり此に高皇産霊尊神皇産

重尊二柱神等成出させ御在し坐けるハ謂ゆる陰陽の始此に有所成なり一物未成出ず即有不成なり然して一物天中に生れる即有所成なり混沌として未割れず是有不成なり此に清輕なる物上りて天と成り可美葦牙彦舅尊天常立尊此と俱に生坐し重濁なる物下りて地と成る即(に訓て)国常立尊豊斟渟尊此と俱に生坐る即有所成なり然るに上天の宰(主)未生坐ず国生大神未成坐ず是所不成なり若て此に伊弉諾尊伊弉冉尊二柱神等男女の形を備へて此に成坐るに男神には謂ゆる成成而成餘處一處在と有る即有所成なり女神

ハ成成不成合處一處在と有る是有不成なり若て其成餘處と不成合處とを合せて共為夫婦し給へる即有所成なり此に女神の御言先立せ給へるに依て蛭児と淡洲を生給へる是有不成なり若て天神に卜相申して次序を改て遘合し給ひて大八洲国を生給ひ其天下の主者として天照太神素戔嗚尊を生奉らせ給ひ又八百万神等を生給へる是有所成なり然るに日神ハ高天原を所知看べき皇太神として天上に送挙げ奉らせ給ふ可き所以有て此土に留まらせ給ハず素戔嗚尊ハ終に根国に入り御在し坐べき幽契有

て此国を治め給はず剣に伊弉冊尊はしも火神を生
坐る事より終に根国に御在し坐る其即有不成なり
此に其八女神の坐（を追）幸行し御事に就て伊弉諾尊筑紫
海にて御禊の御政有り此に因て世に恩頼を幸給に
善神餘多に成生る即有所成なり又其黄泉の汚穢に
因て種々の悪神の成出たる即是有不成なり此に天
照大神と素戔嗚尊誓約の御事御在し坐て皇太子正
勝（哉）吾勝ゝ速日天忍穂耳尊を生奉らせ給ひて天津日
継此に定りて天下の主者と傳られさせ給へる即有
所成なり又此事より延て石窟隠の御事出来れる是

有不成なり若て其招禱の御事に依て天下の事物悉
穢此に起り日神の御德宇宙に遍く御在し坐て天地
の間に在ゆる諸神はしも皆其御制を仰ぎ奉れる是
其有所成なり又其事に就て素戔嗚尊は神逐はれ奉
給へる即有不成なり此に素戔嗚尊はしも逐はれて
天上より天降り御在し坐て後は国引の御政建邦の
御功大に御在し坐（る御事は計へも盡し難かるを此に）ゝ五十猛神等と共には大八洲国
を青山と成し給ひ八岐大蛇を言向て天叢雲劔を天
上に奉らせ給ひて皇御孫尊の御璽と成し給ひ奇稲
田姫命を取て御子大己貴命を令生給ひ国土経営の

神業を事依し給へる即有所成なれ此後に八十神々
事故有て大己貴命此が為に窘めされ給ひ且其に御
力を戮せ給ふ可き少彦名命の未顕れ出させ給はハ
ざる是有不成と云者なり其物已に成れる（是有所成なり）其ハ事未整
此に始て成れる有所成なり其用未施す可らざる其体
是有不成なり其成る所有れバ必成ざる所有て此を
放れず其成ざる所此に有れバ必其成る所有る是に
て凡天地の間に在ゆる事ゝ物ゝに必備る所の道是
なり然して此に大己貴命少彦名命二柱神兄弟と成て
御力を戮せ給ひ御心を一に為給ひて天下を巡造り
御在し坐けるに実に所思すが如く山を劈り河を通
して国土を平坦らかにし田野の境を分ちて農桑の業

を大に弘給ひ在ゆる百姓に成く恩頼を合蒙給ふと
虽も天下の百姓を愛くしミ所思す御心にハ猶不足
ず所思す所なむ御在し坐ければ其御心を含めて此
に大己貴命の吾等所造之国豈謂善成之乎と詔ひ懸
させ御在し坐けるにて御心に不満ず所思す御氣味
なむ所見させ給へりけるを少彦名命其を甚く慰め
聞えさせ御在し坐て或有所成或有不成とハ對へ進
らせ給へるにて其ハ此二柱神等の八百万神と共
に天地の共御在し坐て相造成させ給ふども猶未善
成さゞる所出来に終に世と共に果し有まじき理を

述させ御在し坐て其御心を諫め聞えさせ給へる御事ありけり故天地の開闢より国造の今に至る迄世中に在とし有ゆる事業の上に就て必しも有所成の所には有不成の務有り又有不成の所には必此に有所成の功を存(ソンシ)て一物の上にも一事の上にも必此二を備へて疆めて息べからざる理の有て万世に押(オシ)通し貴賤に相通ひて人としては須臾も離るまじき大道此に在る者あり天地の覆載せ日月の照臨まし寒暑の往来ひ昼夜の相代り草木の栄枯し火の炎上り水の潤下り君に忠に親に孝ひ夫婦相睦まし

く父子相愛くしミ百姓を平章に為る今日の事務に於ては悉に彼謂ゆる有所成にて此に有不成が故に其有不成を力めて有所成に至れる者にて実に天地の間に在と有ゆる物の限ハ鬼神と雖も遁るまじき道是あり所以に天地立て後に神有り神有て後に人有て父子相兼け子孫相保つ道此に在て悪を却け善を勧め怠を除き勤を励えて今日世中に相共に持合に事此に在あり今年農業を怠れハ来年の衣食に乏しく夫婦相勤めされハ子孫を以も国究しましむ是有所成に依て有不成の設を為あり有不成を以て其

有所成なり故此に二柱神是談御在し坐ける後ハ少
彦名命ハ常世郷に至り御在し坐る即外蕃の地方ハ
有不成に因て（有）所成なり此を兼用て下に自後国中所
未成者大已貴命獨能巡造と有る即有所成を云なり
然して遂到出雲国乃興言曰云（其可謂吾共理天下者蓋有之乎と有）とハ有所成の意を得
させ給へるなり然るに于時神光照海忽然有浮来者
曰云と由　吾在故汝得建其大造之績矣と有ハ其有
不成（の）（に依て善成しめ給へる神の別に在りける由を）示給へるなり古事記に所見たる其神の御言
に能治我前者吾能共與相作成若不然者国難成と有
る此にて其或有所成或有不成の理の実に然る事を

△大三輪神社鎮座
次第に引るにハ以下
十字無きハ此ハ撰
者の注し加へられた
る文なるを以なり
備此を

なむ明らめ奉る可き事なりける一條大閤御説に所
成者所謂医療禁厭
等事所未成者所謂草木等強暴也と有も其理無きに
てハ本より非ずと至も此の神談ハ猶然る事のをお
いハ非りける事右に注せる共を見て暁る可し又谷重
遠説に大已貴命有自誇功烈之言而て少彦名命折其満
心蓋神忌須臾有得意と云るハ口訳に尓神忌須臾有
得意と有に依て上の宣謂善成之平の義を解誤れる
者なりけり又谷川翁も少彦名命知大已貴命有誇大
自負之意直以言諫遂以諫於是大已貴命獨能成其
所未成又方知建大績者国是天功則其徳業之大也誠
因少彦名命之一言矣と云れたるハ実に然る言にハ
有れども大已貴命に於て少くも自負の御心御在し
坐さる事に心を著れざりし者にて此先生にして
（地神本紀にハ世を之に作れり△）
ハ甚可惜し
き事なりかし○是談世ハ私記に已礼彼毛乃加太良
比已止奈里と有り儲此ハ右に嘗大已貴命謂少名彦
命曰と有る謂日を加多理多麻波久て訓るハ古傳な

△二條大閤御説ニ是談大己貴命與少彦名命相談誌之言ヲ百ヶ如くして

るを兼て此ニ是談せ云てと有ハ記者の詞ニして謂
ゆる草紙の地より云なり俗此談ハ即我と人と相共
ニ言語(モノイヒ)ふ事を物語と云ふ事なるが古事記盃結段ニ
此謂之神語也と有る神語(カムガタリ)と云ふニも等しき事なれ
ハ此を此神語也と心得むも目易かりぬ可き事なり
けり俗此ハ右の神語の音のみ縁なるまじき由を注
されたる所なれバ今改めて許能毋能賀貝多理波夜と
訓べくして其波夜ハ謂ゆる歎息の辞なる者なり即
景行天皇四十年御紀ニ吾嬬者耶と書され仁賢天皇
六年御紀ニも弱草吾夫阿怜矣と有て下ニ吾夫阿怜
矣此云阿我圖摩播耶と注されたる如く物を深く指
歎く時ニ云辞なり俗此談字を（も謂字をも誥字をも語字をも）名義抄ニ加多流とし
加多良布とも物賀貝多理とも訓るハ此ニ合り又誥字をも
物（賀貝多理と訓ミ）又諱をも諭をも加多良布と訓り（俗古史募）
九十四段徴ニ是談也蓋有幽深之致（云々）と有り此ハ後人
の加筆なる事疑無き物なり云々と云て其自撰の史
ニも此文を除けり右の九字を後人の加筆なる事ハ
何を以て知れるニて此ハ撰史の法ニて古ニ傳有り
今ニ云るゝと云事有る時ニ當りてハ所謂云々と注さ
るゝと同じ事ニて此の古傳の如きも唯古語の任ニ
書されたるのミなるをさへ後世ニ至りて何の事と
も弁へ難くて右の如き私曲の筆削も有なるの用
意見ニて然注し置れつゝも後人をして其深旨を啓発
しめ給ハむ御心構なるを得知ざる私事なり又右ハ深
有所成又有不成の成字ハ古訓ニ那流と有ニハ
き意と有る事なるを那須と訓れたるも自他の違有

て丈に其義を過つ事なしめり○蓋ハ傳七百十三丁に注せるか如く八洲
起元章第四ノ一書に其中蓋有国乎と有ハ更なり此一
書にも其可與吾共理天下者蓋有之字天孫降臨章に
蓋其国神相戰而然歟なと有て蓋より字又ハ歟字を
以て云終むる格なるを此に爲字を置るハ例にハ
違へるなれハ其意を得てば訓べきなる檀弓に子蓋愼諸と有る
注に蓋何不也と見え字書にも発語辞とこひ又ハ疑辞せとも大凡也とも猶略也とも注せるを思ふ可くなむ
○有幽深之致焉ハ私記に不加支年祢波安留良年
と有も然る事にハ有れども幽深をバ於久不加支と
読べきにや易に探賾索隠と有る疏に賾謂幽深難見

と有る字なれバなり此言欽明天皇六年御紀にハ切
徳甚大[オギロナリ]と有も幽深又ハ深遠の字に當る可し万葉二
十二十五丁に曾伎太久毛於藝呂奈伎可毛己伎婆久毋由
多氣伎可毋て有て於藝呂奈伎と由多氣伎とを對へてれたる
此ほハ幽深なる所無きを云り若て此於藝呂ハ奥[オギロ]有の義
にして其五二十七丁に常斯良奴国乃意久迦袁十二二十丁
に天雲之奥香裳不知又三十四丁に奥香無不知山道守十三
十四丁に立良久乃田付毛不知居久乃於久鴨不知又二十
八丁蚩嘆奥香乎無見十七八丁に波凶乃宇倍尓思之乎礼
婆一二宇伎底之字礼八於久香之良受毋又大海乃於久可毋之

良受と有る共ハの於久加ハ奥處（オクカ）の義なるに同じきを
以て愈右の幽深ノ字の訓法をと知れりと云べし致ハ通
證に旨也出于胸ノ訓増韻致趣也と云れたるハ甚面白き
説にて此致ノ字をと意ノ字の義に見る時ハ大に心を得に
易し其ハ上三百十九丁に注せる如く胸（ムネ）と云ふ言ハしと
此に心藏を收むるを以て身根（ムネ）と云事なるが故に古
今の書共に心ノ字を年祢と訓たる事數知ず甚多かり
けり此を趣（オモムク）と云も思向にて思立て心の向に出れ
る事なり然れば此の文に有幽深之致を有幽深之
意と見て甚能曉らるゝ事なるべかし 但此等ハ字に就て説を成せ

る者にて余りに鑿ちたりと思ふ人も有なめれども已
に此字を用ひて文を成されたるうへハ又其ノ字に因
て明らめざれば撰者の此に其辭を係られたりつる
深意を見る可くも非るが故に其説の此に及べるな
り此ハ撰者の注文なり然して此に謂ゆる幽深之致
力を盡してぞ見る可き
て云事ハしも右の或有所成或有不成の御言に在て
言徴にして旨甚廣かりけり此を以て天地の大なる
にも及す可く一身の小なるにも行ふ可くして神聖
の尊きも此を出る事能ハず民庶の卑しきも此を遁
るゝ事能ハざる天地の大道にして実に神随なる者
是なり此ハ甚故縁なるまじき由有て已に傳七十六丁
九丁百六にも注せしを今又此に至りて其幽深之致を

説注さずては得有べからざる勢なり其ハ八洲起元
章第一ハ一書ニ天神謂ニ伊弉諾尊伊弉冊尊一曰有ニ豊葦原
千五百秋瑞穂之地一宜汝往脩之と有る此千五百秋瑞
穂之地ハ（此時未）狀貌難レ言と云る一物にして即此ニ謂ゆ
る有ニ所ニ成なり宜ニ汝往脩一之と云ハ其有ニ不ニ成と云る是
なり然して此脩ノ字を斯良須て訓む事習なり然して
此同じ事を古事記ニハ於是天神諸命以詔ニ伊邪那岐
命伊邪那美命二柱神修ニ理固成是多陀用幣流之国一略下
と有て右の脩ノ字を此ニハ修理固成て書されたり偖
右の脩ハ知ニ天下一又知ニ国土一の知ニ同じくして天下国

土を持たせ御在し坐す御事を申せるにて其体なり
修理固成ハ其天下国土を持たせ御在し坐す御上ニ
行ハせ給ふ可き御事業を申せるにて是其用なる事
申すも更なり此ハ彼二柱御祖神ニ始奉りて（眞）御子神
等なれ（次とふ）相承て上ハ天皇尊より下ハ百姓の末ニ至る
迄ニ父子相継き子孫ニ相傳ふ可き神道にして謂ゆ
る人道と云者是なり故（修理固成）其ハ多陀用幣流之国と云るハ
二柱御祖神の国生坐し御事にして此ニ始て有ニ所ニ成
と雖も境域未立ず是有ニ不ニ成なり後ニ素戔嗚尊謂ゆ
る国引の御事を物為させ御在し坐て邦を建させ御

在し坐ス蛋も国造の御事に迄ハ至らせ給ハず是其有所成て有不成なり此に大己貴命少彦名命二柱神等国土経営の御事御在し坐ス蛋も猶千五百秋瑞穂之地ス成に至らず是も亦已に有所成て有不成なり如此くして天地ス共に此国土に在内る凡ての事業の上にハ各有所成て其にハ必有不成が故に父子相兼け子孫相継ぐ道有を以て多陀用幣流之国とハ云なめけり是即天地も人身ス同しく生ゝとして世を経る者なるが為なるを思ふ可し古の天地ハ即今の天地にて世代の前後のミころハ有けれ天地に於て異なる所無きを世の識者の神記を読く状多くハ彼過去七佛の如くして今日の天地を見る神眼無き故に其説盡く死物にして活用無き者なり争

でゝ幽深之致を伺奉るに至らむ但右の脩字を美吏又元ゝ集神宮本共に脩に作り金沢本にも修ゝ有り舊事紀と亦脩ゝ有り又孝徳天皇大化元年御紀に随天神之所奉寄方今始欲脩修方国とも有れバ此も実に然有べき事にて脩修共に同字なるが名義拠に表佐年と訓れバ斯良須とハ本より云べき事なれどと脩学ハ論語子罕篇に夫子循ゝ然善誘人博我以文約我以礼と有る朱注に循ゝ然有次序㒵と有れバ此義を取て遠ゝらざるを名義拠に循を表佐年とも志多賀布とも米具流とも都夫佐尓とも有れバ此にも斯良須ゝ訓べき義無しとハ云べうらず其ハ脩にてと脩にてハ其字にハ拘らず予ハ唯斯良須と云ふ古訓をとぢ的当とハ為るなりける偖天照太神の高天原を御し給ふ御事ハ姑く置て此国土の事ハ四神出生章第六ノ一書に伊弉諾尊勅任三子曰中略素戔嗚尊者可以治天下也と見えて其大神の天下を所知食し御在し坐し状此正

書より第五ノ一書に至る迄次〻に所見たるが如し若て此に謂ゆる大己貴命與少彦名命戮力一心経営天下と有る御事を治と書せる證有り大和風土記に山跡国者任昔山岳多而平地少所治天下大神大己貴命與少彦名命巡行此国鑿山開谷為平夷故云山跡也と見え信濃風土記にも治天下御神大己貴命又少彦名命建御名方命巡行此国云〻と有など是なり但右等は出雲風土記に所造天下大神大穴持命と有を始として唯に所造天下大神と其神の御事を書せれば右の所治天下大神と有は大己貴命一柱にのみ係れる

知くなれども然らず丹後風土記に伽佐郡志楽郷所以号志楽者往昔少彦名命大穴持命當巡覧所治天下時而悉巡行於此国畢更到坐于高志国召天火明神詔汝命者可領知此国火明命大歓喜乃曰永世也青雲乃志良久国矣故云志楽也と有（て志楽郷本字領知と見えたり即）此国を巡造らしゝ御事を所治天下と書し又其国を天火明命に進らせ給へる事に可領知此国と聞えさせ給へり若て火明命の青雲乃志良久国と詔給へる志良久は斯流を延たる言にて右の領知の事を述させ給へるなり又二石崎者古老傳曰當子往昔宇治天下時大己貴命與（八字虫喰）

△文傳三十三ノ二十丁に引る播磨風土記に伺れる治国と云べき所に占国と書て其訓同じ事なるなり

地而二神相議坐下略と有る其字の下にも少彦名命の御名有し事右の二神相議坐の文にて所見たり又凡海御者中略往昔治天下當大穴六字到坐于此地之時下略と有る此六字ハ必持命少彦名命の字の脱たるなり如此く何所にも此二柱神に治天下と云ハ二柱神兄弟と成て国造り御在し坐けれバ彼此の差別を云ずして然稱奉れるにてぞ有ける此を以て天下を知と云ハ上に往るが如く修理固成の事を力行ハせ給ふ御事なるを知べきなり今しハ一国一郡をも知行ふ人の上を見るに民を責り課役を科せ己が倉廩を饒ふに女色に溺り遊楽と僑奢とを極めて其中に生れ其中に死る人のあるにても甚く道に背ける事なりけれ其甚しきに至りてハ其貢調ハ天津日継の御物なる事をも得知ず

て天朝を無用の長物として此を度外に置き百姓ハ天皇の大御宝なる事をバ忘れてや有らむ私に駈役ふ俗吏のミ多かるハ実に国賊なる者なり偖其循の体より修理固成の用を云べし其都久流ハ上百八十九丁に注せる夫大巳貴命其少彦名命戮力一心経営天下と有る是なり又此にも曾大巳貴命謂少彦名命曰吾等所造之国中略自後国中所未成者大巳貴神獨能巡造下略と見え古事記にも故此大国主神之兄弟八十神坐然皆国者避於大国主神所以避者中略故持其大刀弓追避其八十神之時毎坂御尾追伏毎河瀬追撥而始作国也と見えたる此事巳に傳廿四十丁に云り又此一書に国作大巳貴命の御

名を出し又日吉神道秘密記にハ大国作神の御名見
え出雲風土記にハ所造天下大神大穴持命とも所造
天下大穴持命とも又唯に所造天下大神命とも所造
天下大神とも書し神賀詞にハ国作坐志大穴持命又
ハ国作之大神など有る由上四十五丁に云るが如し又万
葉七二十三丁に大穴道少御神作妹勢能山見吉など有て
此等ハ混に可くも非ざる都久流の例共なり但此に二柱神
の御上にて申すと二柱御祖神の御上にて申すと言
ハ同じくして其状異なり二柱御祖神の都久流ハ彼
共為夫婦し給ひて国土を生給へるを申し素戔嗚尊
にてハ謂ゆる国引の御事を申せるにて出雲風土記
に八雲立出雲国者狭布之堆国在哉初国小所作故将
作縫詔而云々と有る是なり然して此の二柱神のハ

右に注せる共の如くなれバ今云限に非ず袁佐年ハ上下に亘りて能御な
る事を云なり古事記に少名毘古那神の常世国に渡
り御在し坐たる所に於是大国主神愁而告中略是時有
光海依来之神其神言能治我前者吾能共與相作成若
不然者国難成尔大国主神曰然者治奉之状奈何答言
吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上此者坐御諸山上神
也と有る上なる能治我前者ハ彼幸魂奇魂神の我御
霊を能斎奉らバと詔給へるなり次に然者治奉之状
奈何と申給へるハ其斎奉る状ハ如何と問奉らせ
給へるなり終に伊都岐奉于倭之青垣東之山上と詔

給へるハ治奉于倭之青垣東山上と云義にて此ハ上
と有る御方に仕奉る事に治とハ云なり又平国段な
る大国主神の御言に唯僕住所者如天神御子之天津
日継所知之豊陀流天之御巣而於底津石根宮柱布斗
斯理於高天原氷木多迦斯理而治賜者僕者於百不足
八十坰手隠而待と有ハ現人神の御方より侍奉られ
させ給へらむ事を乞申給へるに治賜者とハ申させ
給へり右等ハ下より上に敬ひ仕奉る事を表佐年と
云る例共なり又此一書に自後国中所未成者大己貴
神獨能巡造遂到出雲国乃興言曰夫葦原中国本自荒

芒至及磐石草木咸能強暴然吾已摧伏莫不和順遂因
言今理此国唯吾一身而已其可與吾共理天下者蓋有
之字と有ハ即天下を治めさせ給ふ御事にて此ハ上（の意の如く御世をしろしめす此ハ深き旨有り傳三十にハ百七十ハ季曲に注せ）
より下に及ぼし給ふ御事なるなり右に巡造と有て
下に理此国と有る即修理と続ける次序に甚能合へ△
り此表佐年と云言ハしも甚廣き事にて経邦とも治
世とも理民とも修身とも鞬弓とも纘矢とも振兵
とも云ひ又納をも收をも藏をも斂をも然訓る事な
り猶此事に就てハ様々の旨有を傳七巻十下に已り
注り加多年ハ古事記に故尔白上於神産巣日御祖命
き
者（中略）故與汝葦原色許男命為兄弟而作堅其国故自尔
大穴牟遅與少名毘古那二柱神相並作堅此国と有

△る者あり又下に本
魂幸魂神の其ハに對へ
て如吾不在者汝何能
平此国乎云々と有を
地神本紀にハ如吾不在
者汝何能得平治此国
乎と有り又大三輪神
三社鎮座次第に其
を汝能得治此国乎
と有る治と右と同じく
上として下を取むる
謂なる本

り又此御事を大三輪神三社鎮座次第にハ初伊弉諾
伊弉冊二神共為夫婦生大八洲国及処々小島而地稚
如水母浮漂之時大己貴命與少彦名命戮力一心殖生
蘆葦国造国地故号曰国造大己貴命因以称曰葦原国
と書し猶仁明天皇嘉祥二年御紀長歌に日本乃野馬
臺能国遠賀美侶伎能宿那毘古那加葦菅遠殖生志津律
国固米造介年共理云々と見えたるも皆同じ古傳に據れ
る者なり此にも下なる幸魂奇魂神の御言に如吾不
在者汝何能平此国乎由吾在故汝得建大造之績矣と
有る文を地神本紀に同じ傳の有にハ如吾不在者汝

何能得平治此国乎若無我者何敢得造堅建大造之績
哉と有る其即右に謂ゆる加多年の例是なり故彼二柱御祖
神をしも播磨風土記にハ国堅大神と申せる即修理
固成の固にて国を生坐し御事に申せるなり又素戔
鳴尊の御工にてハ出雲風土記なる国引の文に固堅
立加志者有伯耆国大神岳是也と有も国引に引御右
し坐て縫足ハし作堅させ
給へる御事を申せるなり然して那須ハ上四百六十二丁
に謂ゆる右に吾等所造之国豈謂善成之乎の成にて
国土を造堅めさせ御在し坐す御事を申せるなり其
を兼て下に自後国中所未成者大己貴神獨能巡造と
と有て其にも成と造とを並べて言を成せり又古事
記にも是時有光依海来之神其神言能治我前者吾能共

其相作成若不然者国難成と有も右ニ同ト然して那
須の言ハしも名為の義なるニて（那流ハ名有の義）事を成せバ名有る
謂なり其ハ傳廿三二百七十六下上四十四丁又百四十五丁ニ注せる
が如く大名持命少名御神など申す御名の名是なり
地神本紀ニ大巳貴命初其少彦名命二柱神坐於葦原
中国如氷母浮漂之時為造号成已訖少彦名命渡常世
下略と有る為造ハ即右の造成なり次ニ号成ハ其御功
業を立させ御在し坐ける御事を遂させ給へるニて
謂ゆる名有なり万葉六二十三下ニ大汝小彦名能神社者
名著始雞目名耳乎名児山跡負而下略と有ハ此二柱神

の造らせ御在し坐けるニ由て大名少名の名の言を
負て名児山と云名有とニて其ハ古ニ天皇又后妃の
御為ニ御名代の田を被定て此を御名入部と号けて
後葉ニ被傳たると同ト意味なり中昔ニも田地を継（名を負せ傳ふるを名田と云ひ其田）
て其主と成れる者を名主と云ひ又其名田を多く持（又其人名を其田ニ呼を名負と云り）
て其族廣き者を大名と云るなど本より一事なり然
れバ此ニ那須と云も名を為る謂なり其事已ニ成れ（国を造給ふ事を）
るを那流と云も（其ニ就て物ニ）名有る由なるを深く考ふ
可き者なりかし　又土地の事をも名と云り其土地の
上ニ就て営むを那理と云も本ハ農
作の事ニ起れる者ニして其より轉りて農ならぬ外
の生産をも那理と云ひ那理彼此と云事と成れるも

△按雄略天皇廿三年御紀ニハ実頼二於天皇一更造二其国一と有る造字を成と読るを考ふ可き事なり

其ハ根源を推す時ハ土地を造成に侑右の修理固の三出て其末流に及べる者になむ△

も其ハ遂る所ハ成の一言に止るが故に其大己貴命の御言に吾等所造之国豈謂善成之乎と宣ひ係させ給へるに少彦名命の對進らせられて或有所成或有不成の御言有る是なり若て其有所成に有不成に依て皇神の大道此中に行はるゝ者なり若て其循の体て修理固成の用てハ皇祖天神の天命にて上ハ天皇より始奉りて下万民に至る迄も世に生出る始より仰戴き受行ふ道なるが故に其道の任に當に然為るを神随と云ふ即孝徳天皇二年御紀に随在天神と書させ給へる是なり又帝道ハ唯一にして外に求む可き道無が故に惟神の字を用ひさせ給ひて下に謂随神道亦自有神道也と注させ給へり其上なる神道ハ天下を所知食す御上にてハ修理固成是多陀用幣流之国と云ふ神道を常に行はせ御在し坐て他に求させ御在し坐す御事なるに御在し坐ざらむにハ自に神道なむ其中に御在し坐す由を懇切に注させ給へる者にして実に宇宙の大道此に在る事雲霧を披きて青天を仰瞻るが如く甚限てしらるゝずなむ有ける即此に謂ゆる有所成と有不成との御言ハしも其道を臨

△一條大閤御説に幽深之致者人之不可解者也と有が如く意深く致甚微なる神語にして容易く盡し難き者あり此は常人の知るべき所に非ず實に

△彼病する時に藥を用ひずして其平愈を祈るに異なるべからずるむ有けば

通る法則にして上天地に要徹り下万邦に往度りて世と共に易べからざる神語になむ有ければ實に神典の髄にして幽深き致此に在る事なり△仰ぐ可し尊ぶ可し世の神道を學ぶ者此に斯許り奇異に靈しく椒なる深意有る事を知ず漫りに説を立て神典を説に道家の清虚無為など云事を引付けて右の神随の言の如きも老子に謂ゆる無為自然の事と等しく為るなどは實に神皇の大道とは表裡なる者にして大に国家の害と成る者なり然して其行ふ状や如何と見るに巫祝乞盗の真似にして朝夕の神拜には願ぶる勤るも人と君父に忠孝を盡す事は更に得知ず家業を粗略にして幸福を神祇に責徴る神祇の此を守らせ給はむと為にも如何とも救はせ給ふ可き道無る可くして哀なる事共なり儒佛をば排斥くとて口を窮めて罵り駿ぐのれども儒者の行にも恥べく且其神拜の作法なども佛徒の朝夕の勤行に異ならず甚忌はしき心ちす神豈然る非禮を享させ給へらむや後世に必しも日蓮黨などに似たる国隠しき一流の者出来て大に国家の巨害と成べき兆已に此頃萌し初たりき○其後少彦名命云るは右に嘗大己貴命謂ゆ少彦名命曰云々と有る神談は二柱神等此国を巡造らしし其間に在し御事にて右の神談有て直に少彦名命の常世郷に御在し坐るには有べからざる事右に嘗字を年加志と讀るにて著明し若て此に其後と云は大八洲国を一巡り造り御在し坐る後なる由なり其は上百五十七丁經営天下の所に云るが如く其少彦名命の御在し坐し著せ給へる出雲国より始て国々を巡造らせ御在し坐ける状なるを又此にも其国な

る熊野之御嶺より常世郷に御在し坐るを以て二柱
神等相共に国内悉く巡造り御在し坐たる後なる事
を知べし然ば有れども右に述たるが如く此に有所
成れば必其に有不成が故に此後にも其所未成を
ば大己貴命なむ獨能巡造り御在し坐けむ御事申す
も更なりけらし偖古事記に所見たる天神の御言に
故共汝葦原色許男命為兄弟而作堅其国と有て此に二柱神
等御心を戮せ給ひ御心を一に為させ御在し坐て天
下を經営らせ御在し坐ける御事の状よ彼天地の開
闢の初に天神の御命以て伊弉諾伊弉冉二柱神等共

為夫婦の御事御在し坐て国をも神を生給へるに相
並たり然して其御政大凡に畢させ御在し坐ける頃
に至りて其伊弉冉尊はしも終に下津国に神避らせ
御在し坐つれば唯伊弉諾尊のみぞ上津国をば所知
食させ御在し坐けるに合せて此にても少彦名命は
はしも外国に已く渡らせ御在し坐ければ大己貴命
獨のみ御在し坐て此国をば作堅めさせ御在し坐け
り此に又深き旨てう有らしとなむ所思たりける白井
宗因説に大己貴命少彦名命二神は常に夫婦の如く
相從ひて天下を巡り經営し給ふに因て少彦名命を
ば女神の如くに見たる事なども旧記に在りとなるは
徒事の如く先わが思ひしかども中々に然らざりけ

り其旧記と云るハ播磨国峯相記ニ神名式ニ謂ゆる
多可郡荒田神社の御事を二宮荒田大明神者天平勝
宝元年巳丑五月七日女体赤裳而来臨即少彦名命也
と有る此を云るか但少彦名命ハしも本より男神ニ
御在し坐せバ女体の如く見えさせ給ふとも夫婦な
どの謂ニハ有べからず其相好ハしく為させ給へる
御消息の夫婦の如く見え
させ給へるニこそ有けめ然して此二柱神の然許り
御兄弟の如く相睦ぶニ御在し坐けるニ其少彦名命
の常世郷ニ渡らせ御在し坐す御事ヽ成てハ天神の
掟させ給へる御旨ニも違ハせ給ひ又今迄御力を合
せ御在し坐ける御交ニも背かせ給へるニ似たりと
虽も此御挙なむ実ニ御心を一ニ為させ御在し坐る
趣ニて天神の御趣けニも終ニハ此ニ至らせ給へる

ゐをこそハ期らめ給ひけめ其ハ此大八洲国ハしも
此第五ノ一書なる素戔嗚尊の御言ニ吾児所御之国と
宣ハせて即天神御子の所知食む大御国ニなむ有け
れバ大已貴命ハ此国の所未成を巡造らせ御在し坐
て終ニ天神御子ニ奉らせ給ふ可く少彦名命ハ外国
を巡造り御在し坐て其外国を以て皇大御国の蕃国
として往ヽ其方物を以て此ニ寄せ奉らしむ可く物
為させ御在し坐なれバ其御兄弟として国土を作堅
めさせ給ふ御事ニ於てハ少も異無く御在し坐て彼
二柱御祖神の別処を立て上津国と下津国とニ離避

らせ御在し坐て上津国と下津国とより此国土を持別て相持たせ御在し坐に其事相同しく一に帰めりかし斯るに其御兄弟の御交の絶させ御在し坐さる御事は　天神御子に此国土を避り奉らせ給ひて後に大巳貴命と常世郷に渡らせ御在し坐て元の如く一に成らせ御在し坐けるにて著明し其は大倭神社注進状に引る天孫降臨章なる国避の文に大巳貴命即以平国時所杖之廣矛献皇孫曰吾以此矛有治功皇孫若用此矛治国者必当平安今我当於百不足之八十隈将隠去矣言訖即躬被瑞之八坂瓊而長隠常世郷者矣と所見たる是なり但此時に其御本体は天日隅宮に鎮り御在し坐けれは其御分身こそは渡り御在し坐けめ若て大三輪神三社鎮座次第に載れる磐余甕栗宮御世天皇御世の神憑に上古吾與少彦名命戮力一心所以経営天下其所以而今少彦名命来臨吾辺津磐座與吾及和魂共能可敬祭守皇孫済人民矣於是起立磐境崇祭少彦名命と有れは其清寧天皇の御時に已く少彦名命は還渡らせるなりけり但此と其御本体にては御在し坐べからず分御魂に御在し坐なめり然して全く帰御在し坐けるは（文徳天皇）斉衡三年実録に

△記傳十二十三に後世に至て諸外国より種々の事も物も渡参来て其を用ふる事多きハ此神代に少彦名神の外国より始く渡来坐て大穴牟遅神を助けて諸共に経営成し給へる趣も全符合に甚深き理有る事なりと云れたる如く此神の外国より渡来坐る趣に云れたるところハ未考得られざりしにこそ有けれ自国と外国とに別れ御在し在て御力を合せ給ふ御事に於てハ宜に謂れたる説になむ

十二月庚午朔戊戌常陸国上言鹿島郡大洗磯前有神新降（中略）時神憑人云我是大奈母知少比古奈命也昔造此国訖去往東海今為済民更亦来帰と所見たる是を以て此に少彦名命の常世郷に渡り御在し坐けるも其御兄弟と契り聞えさせし御睦を絶て別れ放ちせ御在し坐けるに非る事を暁る可し然る上ハ此大八洲国と其常世郷とに離れ御在し坐て後にも互に御往来有て相共共に御力を戮せ御心を一に為させ御在し坐す御事に於てハ上古より以降唯一日の如くなる事云ずして甚明らかなる者なりかし△然るを谷重遠説に少彦

△傳三十巻七十八丁に古事記の於是大国主神愁而告孰神共吾相作此国耶と云文を引て注せる共を必見合す可し

名命之去所以柳大己貴命之成心其忠慮深矣と云るハ何事ぞ其ハ上に謂ゆる吾等所造之国豈謂善成之乎と云を大己貴命の其功に誇らせ給へる御言と説誤れるから然る僻説ハ出来れる者なり右の如くハ大己貴命ハ小人にして少彦名命ハ君子なるが如し此ハ其幽深の旨趣有る事を知ずして漫に説を成せるから然る僻事ハ出来れるにて畏しとも甚恐多き御事なりかし△○熊野之御碕ハ谷重遠説に熊野在出雲国意宇郡と云るハ実に然る事なるに就て考ふるに此地の事ハ傳廿三二百二十二丁廿八九十丁に注せるが如く風土記に意宇郡熊野山郡家正南一十八里有檜榾也所謂熊野大神之社坐と有て即熊野大神の神宮より出来れる称なるが其ハ其神宮より東南の意宇郡にて今謂ゆる能義郡ハしも古ハ凡て熊野と云

けるにこそ其ハ傳十五〈二百八十七丁〉に注せる彼瑞珠盟約章なる熊野橡樟日命はしも天穂日命の亦名なるにて其熊野は此の地名を負坐るなるが風土記に同郡野城駅郡家正東二十里八十歩依野城大神坐故云野城と有る此地なる〈にて〉神名式に能義郡天穂日命神社と見えたる是なり又天孫降臨章に事代主神遊行在於出雲国三穂〈三穂此云美保〉之碕〈中略〉故以熊野諸手船〈亦名天鳩船〉載使者稲背脛遣之〈と有る〉此稲背脛は其上文に出たる天穂日命の御子武三熊之大人の亦名にて此三熊も其御父神の熊野と相同じきを熊野諸手船と云も其地に

出来れる謂にて三穂は其海を隔てゝ斜に相向へる地なることも思合す可し又同記に屋代郷郡家正東卅九里一百二十歩天乃夫比命御伴天降来坐伊支等之遠祖天津日子命詔吾静将坐社詔故云社〈神亀三年改字屋代〉と有も天穂日命の部に坐せば其熊野の同地に御在し坐るなるとあり又〈同郡の末に〉通国東堺午間剗四十一里一百八十歩と有る廼は皆かゝる古の熊野なりけるを郡名を被定るに至りて意宇郡と成り後又則〈別〉れて能義郡とは成れる者となむ見えたりける又其下巻に自国東堺去西廿里一百八十歩至野城云て又西廿一里至国廳意宇郡家北十字街云てと有て此には手間剗を云ざれども其里数の合るを

以て其地なる事を知べし今即能義郡閼村と云る是
なり備風土記に意宇郡に母理屋代楯縫安来山国
飯梨舎人大草山代拝志宍道等の十一郷有て外に餘
戸里又野城里田宍道等の駅家と出雲賀茂忌部等の
神戸有を知る抄には能義郡に舎人安来楯縫口縫屋
代山国母理野城賀茂神戸の十郷有り意宇郡に宍道
来待拝志神戸忌部山代大草筑陽の八郷有て郡なり
此にて意宇郡の半より東は能義郡に属る事を知べ
き者
なり然して大三輪神に社鎮坐次第に此下なる初
大己貴神之平国也行到出雲国五十狭々之小汀而且
当飲食是時海上忽有人声乃驚而求之略中遣使白於天
神于時高皇産霊尊聞之而曰吾所産児略中自指間漏堕
者必彼矣宜愛而養之此即少彦名命是也と有る伝
を載して其結末に此故称曰手間天神也と云ふ社伝

ゐき事傳三十一
八帖二十丁に注るゝ如

を注せり故思ふに手間は少彦名命の天神の指間よ
り漏堕させ給へる地なりけり右に五十狭々之小汀
に浮到り坐る御事の有に依て外国より御在し坐た
る者と思ふも然る事なれども上古には島根秋鹿楯
縫出雲の四郡はしも一島なりしかば此手間より打
立して宍道海を浮び渡らせるならむ有ける備此地は
古事記に伯伎国之手間山本と見え和名抄郷名にて
伯耆国会見郡天万と有れば国境にして両国に係れ
（なるか故に出雲風土記の意宇郡條に通国東堺手間剗四十一里一百八十歩と有る是）
る地にして少彦名命の本宮此に在し者なる可し然
して此に謂ゆる熊野之御碕は必其手間の地の中な

る可きが今何處で跛る可き由無きを出雲風土記に
意宇郡に羽島（有椿比佐木多年木蕨薺頭蒿）と云有を或抄に所謂指
間島（マノシマ）也島上有天神祠則少彦名命と有ハ羽島に指間（今能義郡飯島村の海邉にあり右の）
島と云ふ一名の有なる可し（此事を以知る）若て羽島と云ハ端島（ハシマ）と
云事なれバ実に御崎とも云べき地なる事云も更な
り又同郡粟島（有椎松多年木小竹眞埼木蒿）と有る此ハ白井宗因説
に手間天神在出雲国（意宇郡）筑陽村間瀉海中所祭少彦名命
也と云る是にて此も手間天神の御在し坐す地なれ
ども（御崎なども云べき地の状に非れバ）此なる熊野之御崎ハ右の羽島にて甚能合へる
者なり但此次にハ其渡り御在し坐たる所を淡島と
有り其ハ伯耆国會見郡にして右の羽島と向合たる
地なるが若てハ異説有に似たりと雖も此なる熊野
之御崎ハ其神の本宮にして此より打立せ給へりと
云べく次なる淡島ハ其粟を蒔て持渡り坐るにて全
くの渡口ハ其島なる事下四百九十九丁に注せるを見合せ
て曉る可し然して其淡島ハしも會見郡の出崎に在
る地なれバ古に熊野之御崎と云ハ此を
云らと思ひしかども己に手間之山本を古事記に伯
伎国と有からハ然ハ云難かり但手間の事ハ古事記傳十
巻十六丁に和名抄の天萬郷を引て郷ハ伯耆關ハ出
雲に屬るからと云れたるハ然る言にて其引れたる古
今六帖關歌に八雲立出雲国の手間の關如何なる手間
に君障るらむ又待暫し人知見むや我背子を留め難
てぞ手間と名著けし堀川院百首にも然りとも思ひ
しかども八雲立手間の關にも秋ハ留らず」と有など

実に聞ハ出雲国○常世郷ハ古事記にハ常世国と作
に屬る者なり
り記傳十二丁九に凡て上代に常世と云に三有り一ハ
常世長鳴鳥常世思兼神など有る是なり此ハ常夜す
義なり二にハ字の如く常とバかりにして不變ぬ事を云
り三にハ常世国と云是なり右の三其言ハ同じけれ
ども其意ハ各異にして相關らず三を同意に心得る
ハ字の同じきに迷ひて深く考ざる者なり此の同じ
き任に字ハ相通ハし借て常世と書るなり採要と云れ
たるハ実に然る言にて甚詳らかなる説なりかし若て
其一に常夜の義なりと云れたる常世の事にハ其説に

本着て巳に傳十九百七十二丁にハ委しく注せるが如く栖
又其十二百十三丁に注せる神名式に河内国大縣郡常世
岐姫神社ハ謂ゆる岐神の御名の上に常世の言を冠
らせ奉れるにて其ハ黄泉国の事なりければ其も
常夜の義なる者なりけり倭雄略天皇廿三年御紀の
遺詔に「不謂遘疾弥留至於大漸」と有る大漸を登許都
久迩と訓む事なる故に誰しも崩坐る御霊の行方を
黄泉国と思ふ事なる故に右の文を引て記傳にも後にハ人の死る
を常世国に行くと云し事有り万葉四四十九丁にハ常呼二
跡吾行莫国と有る是なりと云れたるハ然る言なら

△出雲風土記ニ意宇郡母理郷ニ云ゝ所造天下大神大穴持命云ゝ而詔我造坐而命国者皇御孫命平世所知依奉云ゝと有るを平世を俊信本ニ常世と訓ニ又

△見え顯宗天皇御紀室壽御詞ニ手掌𠍱亮ニ上賜吾常世等と云ゝ

がら人の魂の行方ハしも傳十五 五十三丁ニ注るが如く
天上ニ参向ニ事（ありけれバ其）黄泉ニ行と云ハ後ニ出来れる
事ニて正しからざれども其黄泉の事をしも登許其
と云るハ常夜の義ニて上件の例共ニ合り但右の大漸ハ次ガ
る常しへニ不変ぬ事ニ云る例ニ同じくして其崩り
御在し坐て天上ニ参上らせ給ふ御事を詔給へるニ
と有べし何れニしても黄泉ニ甚二ニ常とがニして
行と云ハ忌ハしき僻事ニあむ
不変ぬ事を云る公記傳ニ引れたる垂仁天皇廿五年
御紀ニ天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢国者常世之
浪重浪歸国也略下之所見又古事記朝倉宮段大御歌ニ
麻比須流（舞為）袁美那（女）登許余（常世）尓母可母（欲得）之有り万葉一 二十二丁

△圖負ㇵ出神亀モ新代登泉乃阿尓

ニ我国者常世尓成牟△あと有す是あり又垂仁天皇九
十年御紀ニ天皇命田道間守遣常世国令求非時香菓
略下と有る此事を其九十九年の下ニ是常世国則神仙
秘區俗非所臻と書されたれバ是即神境ニして外国
をニ云とハ異あり此謂ニ依て万葉十八 十一丁ニ等許余
物能已能多知婆奈能と詠て橘を常世物と云り又 二十
八下 橘歌ニ田道間守常世尓和多利夜保許毛知麻為泥
許之登吉時支久能香久乃菓子乎云ゝとも有て實ニ
神菓なる由あり又雄略天皇二十二年御紀ニ丹後国
餘社郡筒川人水江浦島子乗舟而釣遂得大亀便化為

○是なり続後紀仁明天皇の四十算を寿賀歌にも皇之民浦島子加天女釣良礼来弖紫雲引弖片時尓将弖飛往天是曾此乃常世之国度語良比弖七日経志良久無限久命有志此乃島尓許曾有志良三吉野尓有志熊志社天女来通弖其後毋蒙譴天毘礼衣着弖飛尓支云是亦此之島根乃人尓許有志云部良

女於是浦島子感以為婦相逐入海到蓬萊山歴視仙衆と有は海神宮をいふなり万葉九十八丁に詠水江浦島子歌に海若神之女尓邂尓伊許藝趍相誂良比言成之賀婆加吉結常代尓至海若神之宮乃内隔之細有殿尓携二人入居而老目不為死不為而永世尓有家留物乎云々常世邊尓復變来而如今将相跡奈良婆此篋開勿勤常曾己良久尓堅目師事乎云々玉篋小披尓白雲之自箱出而常世邊棚引去者云々と見え其又歌にも常世邊可住物乎劔刀己之心柄於曾也是君と有る△此を以知べし（き者なり）又四九三十丁に吾妹兒者常世国尓住家良思昔見從變若益尓家利と有も右の事に思ひ寄たる者なり五二十三丁和松浦仙媛歌に伎弥乎麻都麻都良乃于良能越等賣（賣）良波等已典能久尓能阿麻越等可忘など有は登許典は老ず死ずて常に變らぬ事に云なりければ常世国と云称は同じきなれど次に云る如き海外の称には非る者なり又（式ある）紀伊国伊都郡丹都比女神社名神大月次新嘗 正應六年大政官符に地神第三代天津彦々瓊々杵尊始祐丹生廟祠今称常世宮云々豈非日本最初之草創者云々と有る常世宮の称はしも其上文なる寺家の奏状に尋本地者中臺八葉之心王為三世常

住之法帝思ニ垂跡者乾道七世之胤子為ニ八荒鎮将之武
神ニと有て此も常住不變の義を取れる者なり又常陸風土記
ふ夫常陸国者云〻所謂水陸之府藏物産之膏腴古人
云常世之国蓋疑此地と有ハ水陸の府藏ふして物産
の膏腴なるが常とがふ易らぬ由を以て常世之国と
ハ云るふて此も亦右の義共ふ同しく聞ゆるなり但
此ハ常陸の字ふ就て設し三ふハ此ふ謂ゆる常世郷ハ
たる説なるも知り難し
更なり古事記上巻ふ故御毛沼命者跳ニ波穂一渡ニ坐于常
世国一也と有る此御事を神武天皇戊午年御紀ふハ三
毛入野命亦恨之曰我母及姨並是海神何為起ニ波瀾一以
灌溺乎則蹈ニ浪秀一而往ニ乎常世郷一矣と有なぞ本より外
国ふ渡り御在し坐しを云り若て其少彦名命ハ此ふ

△堤中納言物語（吉）
無言巻ふ唐土
新羅ふ住む人
偖ハ常世國ふ
在る人云ことと
有も遠き外
國を云なり

て外国ふ渡り御在し坐けるふ依て神功皇后十三年
御紀壽觴の大御歌ふ等虚豫珥（常世）伊麻輸（在）伊破（○石）多〻（立）須（○少）周
玖那弥伽未能（御神）と詠せ給ひて古事記ふも載れり又右
ふ引る仁明天皇御紀の歌の續きふ常世鴈率連（天と）
有を始として鴈と燕との歌ふハ常ふ常世国を詠る
事計も盡し難かる可し偖此事ふ就て記傳ふ常世国
とハ如此名けたる国の一有ふハ非ず唯何方ふ在れ
此皇国を遙ふ隔り離れて容易く往還ひ難き處を泛
く云名なり故常世ハ借字ふして名義ハ底依国（ソコヨリノクニ）ふて
唯絶遠き国なる由なり故ふ曾許を登許と通ハし云

る事又曽許とハ下のミに非ず四方上下何方にも在れ
遠く行至て極まる所を云事又万葉に謂ゆる曽伎閇
も同言なる事など委しく天常立神の處傳三（二十九丁）に
云るが如し考合す可しと云れたり其上下に経に底
と云ハ右の天常立尊を天底立尊国常立尊を国底立尊
とも申し水の下を水底海の下を海底など云る是な
り四方に緯に底と云ハ水にハ万葉一（三十丁）に海底奥
津白浪立田山四（四十四丁）十一（四十一丁）に海底奥乎深目手六
（十五丁）に海底奥津伊久利二（二十八丁）に海底奥玉藻之な
ど有る底ハ遥なる洋中を云り陸にハ古事記高津宮

段歌に玖毛婆那礼曽岐袁理登母万葉三（六丁）に天雲
乃曽久敝能極四（二十五丁）に天雲乃遠隔乃極六（二十五丁）に山
乃曽伎野之衣寸見世常九（三十三丁）に天雲乃退部乃限十
四（十丁）に伊毛我可度伊夜等保曽杳奴十六（八丁）に庭立住
退莫立十七（二十四丁）山河乃曽伎敝乎登保美十九（三十七丁）に
山河乃曽伎敝能伎波美二十（六十一丁）に多々志伎々美能
美與等保曽氣婆なども有る是なり儲其底依国と云ハ
皇太神宮祈年月次等祭詞に天能壁立極国能退立限
と云對語有て天ハ壁を立たるが如く巡り國ハ四
方共に退たる者にして我大地ハ圓体なるが故に我

許を高處として四方へ遠放る程向の地ハ低き故ふ
退立せと云り然れバ此皇大御国と云時ハ外国ハ凡
て低く下れる故ふ實ふ底依国とハ云の可く号く可
き者ふあらむ有ける然るふ大三輪神三社鎮座次第ふ常世御在東海中と云るハ彼文徳
天皇実録なる大洗磯前神の御諭ふ昔造此国訖去往
東海と有る文意も能も解得ずして注せる者ある事
次ふ云る説共を以暁る可し天雲の向伏す極ミハ東
南西北ふ在ゆる外国共悉ふ常世郷ふし有ければ豈
東海中ふ在る一僻地のミふ限らむや俗右の国能退
立限と云事ハしも己ふ祝詞講義ふ説るが如く大地
の全体ハ圓球ふして環の端無が如くあれバ何
處を指て国の竟とハ云べくも非るを我が大八洲国
を大地の正中と定め此を最上と為して此より四方
国ふ向ふ時ハ中より外ふ出るあり高より低ふ下る
あり此を以て常世を底依て（九十　四百五）
云説の信ふ諾る事を知あり　俗傳廿六（三丁上　十九丁）

△但和名抄ふ隠岐国海部郡佐作郷有ハ例の依て依ふて此神ふ由有り又隠地郡伊勢命神社名神大ハ少兄命の義ふて此神ふ渡し坐へれバ決めて其御中宮ハ其島ふてこそ有けらし若て新羅国ふ渡り御在し坐けむと思ふ由ハ

ふ注せるが如く此ふ少彦名命の遂適於常世郷矣と有
ハ直ふ新羅国ふ渡り御在し坐けるなりけり摂津風
土記ふ有馬郡新羅神社所祭少彦名國韓神世と有て少
彦名命之主神として祀れる社ふ新羅の地名を以て
稱奉るを以知べし然して大倭神社注進状ふ引る天
孫降臨章なる国避文ふ大己貴命中略今我當於百不足
之八十隈將隠去矣言訖即躬被瑞之八坂瓊而長隠常
世郷者矣と有て後ふ大己貴命の常世郷ふ渡り御在
し坐も先其新羅国ふころい御在し坐し著せ給ひけ
らし同狀ふ韓神者大己貴命少彦名命也と所見たる

此韓神と申奉る御名の韓ハ傳廿七 五十三丁に注せる此
第四ノ一書に上に新羅国の名を挙て下に韓地と書さ
れたるも此に合ひ第五ノ一書にハ韓郷之島とも有て
古三韓の地を併せたる惣称（を以て称奉れ）りしなり然して同状
に古語外国云「韓世と注せるハ右の二柱神先韓地に
渡り御在し坐て其より赤縣天竺より漸次に而方へ
聞き御在し坐て文徳天皇御世に東海より常陸国に
来帰らせ御在し坐ける其因に縁て皇大御国よりハ
外国の全を該羅めて加羅と云事今に於ても然り又
体源抄に道調曲の散手破陣楽一名王皇破陣楽の事

を大神氏家傳に昔率川神海を渡りて新羅国を破ら
せ給ひし形を象りしなり（下略）と有る率川神ハ上八十一丁
に注せるか如く大物主神も大国魂神も（大己貴命と）共に渡らせ
御在し坐けるなるが其も新羅国なりけるをも彼此
思合す可き者なりうし然れバ外国を指て常世郷と
云ハ謂ゆる底依国にて国の退立つ地なるを以て云
称なり又加羅と云ハ其常世郷を巡造らし御在し坐
ける神の韓地より物為て万国の皆に渡らせ御在し
坐る由を以て云称なる事神名にも韓神と称奉るを
以て知べき者になむ有ける然れバ記傳十二 十三丁に

平田氏の三五本國考と云を著して大己貴神を漢土に謂ゆる大昊伏羲氏に少彦名神を太一小子に當たるなどは然る言なるか此に其古傳無き者と思へるなどは甚く未しき事なりけり

三韓及漢天竺其餘も皆四方の萬国は皆本此少彦名神の修理固成し給へる者なりと云れたるは此神の先立て常世御渡り御在し坐たる御事に就て説を成されたりし者にて其前に文徳天皇御世に二柱神共に外国より歸り御在し坐ける御紀の文を引て徴されたるを見れば大人の心にも其外国はしも皆ゝに大己貴命少彦名命二柱神相共ゝに巡造らせ御在し坐ける御事を甚能く知て説を成されたる者なるが其詞の少ゝ足ざりし故に（大人には先見の無き事として）後人我もゝゝと見出たりげに云は甚ゝ心苦しき事なるにてなん○淡島は

伯耆風土記に相見郡郡家西北有餘戸里有粟嶋少日子命蒔粟莠実（ヨクミノリアクラメリ）離弾（粟）渡常世国故云粟嶋也と有る是なり和名抄郷名に會見郡會見と云所見たれば其會見郷に屬る餘戸なる可し其蒔粟と云事はしも上（四百五十七丁）に注せるが如く伊賀風土記に阿拝郷の事を此郡始屬伊勢国云阿波莊天照太神自天上下天之阿波主給五穀長蔓故名阿波謂阿盃者音訛也と有る其地は神名式に阿拝郡敢国神社大と有る敢は右の地名（あへは敢之と訓べし）下は国神社と續けるにて即地主神の謂是なり但惣国風土記には柘植（此）山有神奉申敢国所謂

少彦名之命也敢国之御名高皇産霊尊使守此郡之時
国神奉愛敬之義也と有を先に説べし此に敢国と続
けて云は古義に非ず三代実録に敢国津神と載られ（一所は安倍神と出二所に）
るを見れば叶はず其高皇産霊之尊使守此郡と云に
は所以有る事なり次に云べし国神奉愛敬之義也と
有る国神は大已貴命の御事と見べし奉愛敬は此一
書に（天神より）少彦名命の御事を宣愛而養之と仰給へるに合
せて云なるめれども敢は饗するなどなるべてろ似着
いしうるめ愛育む謂を以て敢とは年でう云べき然
れども此祭神を少彦名命と傳へたるこそ実に正し

△今諸国百姓未盡
産術唯趣水沢之種
不知陸田之利或遭
澇旱更無餘穀秋
稼若罷多致饑饉
此乃非唯百姓懈固
由国司教導宜令
佰姓兼種麦禾男
夫一人二段

き古説には有ける然して右の使守此郡と云は此阿
拝郡を令造給へる御事にて此には實に大已貴命も
共にて物為させ御在し坐けむ事申すも更なり然し
て右の古風土記に天照大神の天上より粟種を天降
し給へるは少彦名命に令賜給へる御物なりけむ事
彼高皇産霊尊の少彦名命に使守其郡と有に此彼相
照して曉る可き者なりけらし是天神の深き大御心御
在し坐て往て少彦名命をして外国を経営しめ給は
む御下構ところは伺測り奉らるゝ御事なりけれ若
て其主給五穀と云は元正天皇霊亀元年御紀詔に略上

○偖又傳三十二百九に注せる尾張国土記に中島郡安倍島山云々山上有神号天神社云々と有て次に鹿瀬山有神号敢田見社所祭少彦名命也と有る敢は右の伊賀国の敢国神社是なり田見は田持にて此神の耕種を物為させ給へる謂なる事申すも更なり

○予去年安政五年五月米子より船を浮て其島に詣たりける時に其地形を考ふるに此所は會見郷にて天萬郷に隣れり偖此洲崎は恰も天橋立又海中道などの如く海中に三四里も出て出雲国島根郡に偖来海を隔たり其洲崎はしも出雲風土記の謂ゆる国引文に持引綱者夜見島是也と有りて島根郡條に伯耆国郡内夜見島と有て今弓濱と云是なり草少漠の中に小山は磐石を畳たるが如くして草木茂生ひ甚神へしき神境と見えたりき傳三十七百七十下にも云べきなり

凡粟之為物支久而不敗於諸穀中最是精好宜以此状遍告天下盡力耕種莫失時候下略と有が如き御意味もや御在し坐たりけむ其は此国はしも海無き山国にてし有ければ水田の利少くして陸田の利多在りけむから天神の此に於て粟種を天降させ給へる御事にてぞは有けらし右に長蔓之有うらは其地に良ひて甚能く実れりしなる可し天神の地理を見行はし給へる神眼の此に違はせ給はざるなむ実に可畏き御事なりけらし然して此淡島はしも右四百八十九下に注せる熊野之御碕の謂ゆる意宇郡羽島一名間島指より海を隔てし直向に地なるが島とは云へども今は陸續きに成て洲崎の中なる小山と成れり偖其地より打立し御在し坐て此地に粟を蒔せ給へりし御事は其糧を備させ給ふ可き御為なるにこそは有けめ本より此神の御為に天上より天降し授賜へりし御物なりければ此を携へ御在し坐て常世郷に殖布らせ給はむ御心なる事蒔粟莠実離とも有は全く其登る可き時を待せ御在し坐ける御事著明くなむ有ける偖其少彦名命の渡らせ御在し坐ける常世郷はしも傳六百五十四丁七八十二丁に注せるが如く八洲起元章に謂內る淡州是なり即處々小島皆是潮沫凝成者矣亦曰水沫凝而成也とも有る是にて其始は處々小島と云状にて淡々しく處々に成出たる小島なりけるを後に潮

沫氷沫の漸次に凝以て成れるが故に皇国より西方なる一大邦と成れる者なるが其淡洲と云名にしも少彦名命の此粟島に殖させ御在し坐ける神種の粟をしも持渡らせ御在し坐て分布てらし給へるに因てこそは起りけめ其は皇国にて瑞穂を甚だ止事無き物に持崇くが如く西蕃の地にて嘉穀と云て最貴ぶ物は粟なること奇しく妙なる事なりけれ説文に禾嘉穀也以二月始生八月而熟得之中和故謂之禾凡禾之属皆从禾と見え又粟嘉穀実也从鹵从米と有て彼にいふ米よりも何よりも此粟を以て諸穀の長と為る

事は其地に合ひたるのみにも有べからず彼国には此神の授け令殖給へりし物なるから殊に尊ぶ事と所見たり故予は此瑞穂国に対へて然号けさせ給へる者と常に思定めて云事なり且右の伯耆国の淡島は更なり神名式なる紀伊国名草郡加太神社を粟島社と申して其祭神は少彦名命に御在し坐を始として何れの地なるも粟島とだに云へば少彦名命を祀れるなど得去ましき故由の有に深く心を著べき者なりかし

儲皇国以西の一大部を西戎にて阿自夜と云るは淡洲す古名の彼に傳はれるには非じか或人は葦原の訛りと云れど然らず其阿自夜の名義詳ならず或は神聖首出の謂なりとも云り

然して西洋の古説に海と云ふ婦人阿自夜と云婚を求め歐羅巴亜弗利加なと云子を生りと云ハ天下此淡洲の阿自夜より開けたる事を傳たりし者なり平田翁の三五本国考に漢家に謂ゆる五帝の中の伏義と申すハ我大国主命に坐し太一小子と申す神仙ハ少彦名命に坐と云れたるハ然る言なり此二柱神等皇国に次てハ彼国を最初に開かせ給へる故に淡洲の古名ハ専彼地に起れりし故に右の如く禾を以て嘉穀と為る説ハ有なりけり此より西方に巡進りて及ぼし給へるが故に淡洲の洲名を用ひたるを我囀に阿自夜と云僻めたる者と見えたり但海と云婦人の説ハ右の二大州ハ未国土と成らずして一面の大海なりしを淡洲の神の垂らせ御在し坐し頃より稍に潮沫の凝て初て国形の見ハれたる謂にも有べし〇粟茎ハ私記に阿波我良尓と有り新撰字鏡に秆稈公旱及木芽也禾茎阿波加良と有る是なり此加良と云言ハ古事記天御饗餞に鑽海布之柄作燧臼以海蓴之柄作燧杵而有を記傳十四六十丁に柄を茎と云ふ和名抄に幹和名加良と有る是なり幹字注に艸木茎也と有り柄字ハ矛或ハ斧などの柄の事にて意異なれども同じく加良と云故に通ハして書るなり物の柄を云も艸木の茎を云も加良てふ名ハ本一なる可し漢国にても柯字ハ木枝の大なるをも又斧柄をも云て通へる事有り」と云れたり又日代宮段歌に那豆岐（脳）能多（の田ノ稲）能伊那賀良迩（茎の稲）伊那賀良尓（茎の）下略と有を記傳廿九六丁に多能伊那賀良迩ハ田之稲幹尓なり書紀神代巻に粟茎字鏡に秆稈阿波賀良と見えて説文に稈禾茎也と云へり万葉十一三十九丁に吾屋戸之穂

蓼古幹採生実成左右尓君乎志將待と見え字書に草木莖曰幹と云りと注されたり和名抄相摸国郷名に鎌倉郡荏草エガラと有は東鑑などに荏柄と有る地なれば若くは荏莖を誤れるにや又麥莖に稭和名牟岐加良麥莖也豆類に䕜字亦作萁和名萬米加良豆莖也芋類に莖和名以毛加良一云以毛之俗用芋柄二字芋莖也と見え又柄字を史学指南に麻幹曰柄と有など莖と幹とを相通はし用ひたり又字鏡集に柄を加良又登理延又訓に幹に加良又毋登又麻世志又許波志又波志又許夫志と訓り又古事記高津宮段歌に布由紀能須加良賀志多紀能佐夜佐夜と有を記傳卅三巻三丁に布由紀能須ハ冬木如なり加良賀志多紀能ハ枯之下樹

之なり佐夜々ハ清々なる由に委しく注されたり今思ふに枯を加良と云事ハ枯山枯野などころ有め賀の辞を以て受たるを思ふに其ハ幹之下樹之なる可し冬木ハ葉の落散盡して幹莖のミに成る者にし有けれども其下枝に風の觸る時ハ清々て鳴る其佐夜ていの言を云むとて右の二句ハ序に置るなり

◎緑ハ能煩理氐と訓り倭右四百九十八丁に引る伯耆風土記に蒋粟茎実離て載粟と有り其茎実ハ其久美能理氐と訓べし離てハ阿加良米理と訓べくして皇極天皇元年御紀五月に熟稲を阿加米流稲又阿加良米流稲と訓て天智天皇三年御紀に一宿之間稲生而穗其且垂頴而熟と有にハ熟を阿加良加那理又阿加米理と訓る是なり倭禾穗の出て熟しめる時に至りてハ

其穂末の必離れ、こゝに成る者にし有ければ離を火
をし亦て為る字ゝ義有が故に用ひたりし者ならめり然
して其熟ゝめる頃間に至れば必無類す者なりけれ
ば此莠実離ことを能実り無類し熟ゝめる華と心得べ
きなり偖此の縁字ハ昇なり右の載字ハ乗なり此二
をを合せ考ふるに彼粟茎より傳ひ縁りて其禾末(ホサキ)にに載り
御在し坐ければ其無類したる勢に弾れ給ひて太虚
をを蹈つゝ常世郷に渡り御在し坐けるなりけり一條
大閤御説に縁粟茎所弾射而飛渡於常世也此神之昕ハ
可以見之宣へるハ実に然る事なり下文に大己貴神

即取置掌中而翫之則跳齧其頬と有に思合す可き御
事なりかし此縁字ハ孟子と云る漢籍に猶縁木而求
魚也と有に用様同じ名義抄に数多有る
訓の中に阿麻理又賖志又賖流又都多布又志多賀布
などの意をも考合す可し但右の纂疏の文ハ李に粟
茎弾渡者言為所積之粟茎云ゝとて有て所積之粟茎
と云時ハ伯耆国土記に莠実離ゝと有に合ざれバ信
ひ奉り難きを通證に引れたるハ右の如くなる故に
其に依れり殿下の在天の神霊に對奉りて甚可畏き
華なりがゝ得しも難止くてなむ又平田史にも右の風
土記を取れるなりがゝ離との字を除きて文を成せる
其ハ私事なれバ○弾渡ハ波自加延和多理給比伎
今云ふ限に非ず
と訓べし波自久の例ハ△万葉十四丁十六に美知乃久能
安太多良末由美波自伎於伎氏西良思馬伎那婆都良
波可馬可モと有ハ陸奥の安達真弓弾置て妹かし求

なハ弦著めやもと云事なり此に就て思ふに弓に波士弓と云ハ櫨弓の義にも見ゆれ然る事なれども其も弓材なるよりハ波士の名を負るにて波士弓ハ弾弓の義なるならず有べき世に物を弾く事の甚しき物弓に勝れるハ非ればなり和名抄征戦具に弾弓唐韻云弾俗音暖宮放丸弓也文字集略云竹弦弓也と云るハ世に波士伎弓（とも竹波士伎とも）云物にして殊更に弾く料に作れる者なり又旝四聲字苑云旝（和名以之波之岐）建大木置石其上發機而以投敵也と有ハ石弾と云義なり雄略天皇廿三年御紀に是以尾代空弾弓弦於海濱上射死踊伏者二隊て

有る弾ノ字を由美豆留字知須と訓るハ源氏夕顔二十七下に随身も（弦打）して絶ず聲つくれと仰せよ中略弓弦甚着としく打鳴して火危しと云ふこと預の曹司の方へ去ぬるなり」とも有て謂ゆる鳴弦の事なりと云り此弓弦打に弾ノ字を被用たるハ其も例の弾く事なればなり又弾冠とも弾指とも云ハ常の事にて帚木三十一に鬼とこそ向ひ居たらめ貪つけき事と爪弾をして云む方無しと式部を淡め悪みて吹し宜しからむ事を申せと攻給へど下略と有も物を淡め悪む時に爪を弾きて遥遠く今去るを云て凡て波自久と云事ハ

て物を撥除る如き意あるなり字は彈指と書り字書
右の爪彈の事あり又金具に發軔と云物有り即彈鐵
の義あり又菓の飽まで熟む時は栗柘榴などの如く
表皮の割裂るに彈くると云ひ又俗に人の許に親
しく云寄るに信ひずして遠放らるゝ事を彈かると
などと云も皆同ド若て禾穂の莠実の離れて垂穎した
語ある者あり
る上に此神の載り御在し坐ければ其禾末の撓める
玉が起立むとする勢に彈られさせ御在し坐て渡るら
せ給へるなり借彈字を波自加礼と訓來れる即被彈
の義なるが其古言は波自加延なり斯るに此神の自
彈らせ給へるなれば波自久なり禾末に被彈させ給
へる事とのみ見てむも僻事には非れども此禾末を

彈射さする者なるも此には有べからしく見えたりける
此は彼天神の御所為なるなこめり然るは上四百八十三丁に
云るが如く此大己貴命少彦名命二柱神等已に天神
の大御命を奉はり御在し坐て此大八洲国をば国巡
り作固めさせ御在し坐けるに此大八洲国は其大己
貴命の大国主神と為て此を持たせ御在し坐て天神
御子に奉らせ給ふ可き深き所以の御在し坐ければ
未外国に渡らせ給ふ御時には至らざりけるを其少
彦名命を先立て渡し給ひて豫めに此を作らしめ給
ひて其大己貴命の主領き大八洲国の方に御力を戮

せしめ給へるむ御心なりけるし右〈四百九十八〉に引る伊
賀風土記〈の趣も〉天照大神の天の粟種を此〈少彦名〉神の為に天降
し給ひ高皇産霊尊の此神をして其阿拜郡を使守給
ふと云も其地に殖試させて常世郷に持渡らしめ給へ
るむ御心とも見ゆれバ此ハ少彦名命をして彈
き渡し給へりしハ例の皇祖天神の天地を預鑄造し
給ふ御所為なる事其波自加礼の訓に依て義を求む
可き事なりかし古事記に其神の渡り御在し坐る所
に此に大国主神愁而告吾獨何能得作此国と有る御
言を以ても二柱神の本より議らせ給へるに非る事

ハ著く又少彦名命も此淡洲に粟を蒔させ給ひて
往て外国に渡り御在し坐べき糧に備させ給ふ可らん
めれども今ハとハ所思し立せ給ハざりけむを此に
至りて不意く其期に成ぬる此を天神の御心ならず
として何とかハ云る可らむ備　此彈渡の渡ハ御
発船（ファダチ）など為させ給へるに非る事右の彈の言に所見
たり然れバ此ハ彼崇神天皇六年御紀に仍践大虛登
于御諸山と有る故事の如く大虛を践て新羅の方に
行著せ御在し坐けるなりけらし右件少彦名命ハ天
神の御許より伯耆国と出雲国との堺に天降らせ給

へるに因て伯耆国會見郡に天萬郷有り出雲国意宇
郡に手間剗指間島の号有り又右の會見郡ハ大已貴
命と出雲の五十狭々小汀（古事記云御大之前）にて相見えさせ
給へる由の地名にても有むか若て大已貴命と共に
大八洲国を巡造らせ御在し坐て其ハ初の地に還着給
ひ熊野之御碕より打立し御在し坐て此粟島より常
世御国に渡らせ御在し坐す因に就て外国に木を以て
嘉穀と為るの説起り又淡洲の名出来る事ともなむ成
れりける是少彦名命の御事跡の初て外国に及ばせ
給へる初なりけむを古来の註者此神の御天降ハ外
国にして其より此国に渡り御在し坐て大已貴命を
輔相奉給ひ今又彼国に還渡らせ御在し坐ける者に
定め云るハ予が心とハ表裡の相違なる者なり然る
ハ彼手間の地ハ彼天神の御指間より漏随させ御在
し坐たる御天降處なりければこそ然る地名にハ遺
れるに有けめ且文徳天皇実録に見えたる大洗前神
の御誨に我是大奈母知少奈比古奈命也昔造此国訖
去往東海今為済民更亦来歸と有ハ此方より往渡ら
せ給へるが故に今更に来歸らせ給へるに非ずや然
れバ其ハ此下に初大己貴神之平国也行到出雲国五

十猍ニ之小汀而且當飲食是時海上有人聲中略随潮水以浮到と有ハ伯耆の境より内海を棄て浮到らせ給へる御事なるを外海より依来坐る事と思誤られたるうし然るに本末の差ハ出来れるわざなる有べかりける備此少彦名命の御事に就て古くも日本神仙之祖と云如き説なむ出来りける豈神祇の御上に皇国の神仙外国の神仙と云事有なむや吾が上古の神祇ハ天地四海の神仙の祖なり宗なり其中より此神一柱を抽出たるハ此下に以白蘞皮為舟以鷦鷯羽為衣と有る御有状の異在るが彼に謂ゆる仙人と云者の状に似たる如きを以て云にころ有め甚可畏き品定なり又卜家説に粟茎云て是ハ仙術の法なり粟ハ五谷の惣名なり露を嘗め霞を喰ふ因て粟茎に弾かれてと云ハ五穀を断つ事ありと云ふなど云ハ聞も忌ハしき事なり凡て其ハ五穀ハしも天照大神の大御言に是物者顕見蒼生可食而活之也と有て食て命を保つてらハ皇神す

道なりけれ穀を断て徒に長生を貪る仙人と云徒ハ何れも心拙き世の空者にして君父を棄て妻子を顧ざる者にして佛者にも何かうかざりける世の僻者なるを得知ざるこそ浅ましとも浅ましき事なりけれ又或者ハ豈亦辞禄而遁之意歟神名帳曰紀伊国名草郡加太神社今在海部郡加太村俗称淡島明神傳云鎮座少彦名命自伯耆国来隠於此歟と云るなどとハ殊に幼稚き説なり少彦名命何れより受給ふ禄を辞して退隠せさせ給へるや且此にも二所共に常世郷に御在し坐ところハ有けれ紀伊国に隠れさせ給へらむにハ然る迂遠き常世郷の名を出されずても有ぬ可き事なり凡て物言に直言する我が神代の意にハ非ずてなむ

内閣文庫

右安政六年歳次己未仲夏十六日始之至六月十七日百五十五張成爲于時炎熱如焼脚氣亦發八月中良保得輕快書續之十月中復發不知所爲然應其道　活其道　滅而發憤勉励終于功矣十月廿八日甲子穗積重胤茲年四十有八歳

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan